

1 雇用保険を受給中の方のための職業訓練

雇用保険受給者の方は、ハローワークからの受講指示を受けて、再就職に必要な技能や知識を習得するため、国や都道府県などが実施している「公共職業訓練(離職者訓練)」を無料で受講することができます。

※ なお、公共職業訓練に適切な訓練がない場合などは、雇用保険を受給できない方を対象とした「求職者支援訓練」の中から、ハローワークの支援指示を受けて受講できることがあります。

2 雇用保険を受給できない方のための職業訓練

雇用保険を受給できない求職者(フリーターやパートタイマーなどで雇用保険に加入していなかった方、学校卒業後就職できなかった方、受給を終了した方などを含む)は、ハローワークからの支援指示を受けて、「求職者支援訓練」を無料で受講することができます。求職者支援訓練には、基礎コースと実践コースがあります。

※ 「公共職業訓練」は雇用保険受給者が優先ですが、空きがあれば、雇用保険の受給資格のない方も、ハローワークの受講推薦を受けて受講できます。

※ 「公共職業訓練」の受講に当たっては、新たな訓練を受けるには、最初の訓練終了後1年以上の間隔をおく必要があります。

3 職業訓練を受けるための手続き

「公共職業訓練」「求職者支援訓練」を受けるための手続きは以下の通りです。

まず、ハローワークに求職申込みを行い、職業相談を行います。

職業相談の結果、再就職のために職業訓練の受講が必要と認められる場合は、適性・能力を踏まえて、訓練コースを選びます。(ハローワークでは、受講可能な訓練情報を一覧にして、情報提供しています)

ハローワークを通じて実施機関に、その訓練コースの受講申込みをします。受講に当たっては、一定の選考(面接・筆記問題など)が行われる場合もあります。

職業訓練実施機関の選考により、受講生に選ばされると、ハローワークから受講指示書、受講推薦書または就職支援計画が発行されます。

職業訓練を開始します。